

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、「人が輝く都市をめざして、美しく安全で快適なまちをプロデュースします。」を経営理念に掲げ、国家的な重要課題である「都市再生」の推進、国民共有の貴重な財産である約72万戸のUR賃貸住宅の管理・有効活用を図っています。

また、東日本大震災や熊本地震等の災害からの復興に関し、機構の有するノウハウ・技術を活用し、災害公営住宅や市街地整備・集団移転等に関する事業推進に向けた取組を進めています。

今回の公募の対象である理事長は、機構を代表して、機構全体の運営業務を総理するとともに、関係行政機関のトップ等と調整を行うこと、また、国の政策の実施機関として機構の担う政策実施機能を最大限向上させること等が求められます。そのため、機構の業務に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営することができる、人格高潔で高い倫理観を有し、リーダーシップを発揮できる者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人都市再生機構

（法人の業務概要）

機構は、平成16年7月1日に設立された独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する中期目標管理法人）であり、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、東日本大震災からの復興に向けた事業等を実施している。

主な業務内容は、以下のとおり。

（1）都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生

機構の公共性、中立性、ノウハウを活かして都市再生に関する構想企画、諸条件整備等のコーディネートを実施するとともに、民間事業者・地方公共団体等と連携して、都市の国際競争力の強化、密集市街地の整備改善、地方の中心市街地の活性化、コンパクトシティ実現など、政策的意義が高い事業を実施することにより、都市再生の先導的な役割を果たす。

（2）良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保等

約72万戸のUR賃貸住宅について、居住者の居住の安定を確保しつつ、多様な世代が生き生きと暮らし続けられるよう、地域や団地の特性に応じて、地域の医療福祉拠点の整備など住宅ストックの多様な活用や、建て替え、リニューアル等の再生を進める。また、公的賃貸住宅として高齢者、子育て世帯等に対する住宅セーフティネットの役割の充実を図る。

(3) 震災からの復興

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、被災地方公共団体からの委託・要請に基づく復興市街地整備事業等を着実に実施するとともに、福島原子力災害被災地域において復興拠点整備事業を実施するなど、復興まちづくり支援の取組を推進する。また、平成 28 年熊本地震に対し、災害公営住宅整備を中心とした復興支援を行うなど、状況に応じた支援を行う。

(4) その他の事業

ニュータウン事業等の経過業務について賃貸宅地資産の管理等に着実に取り組む。我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、関係府省、我が国事業者等と連携を図りながら、我が国事業者による都市開発の海外展開を支援する。

2. ポスト：理事長 1ポスト1名

<任期：平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日※>

※独立行政法人通則法第 21 条第 1 項等の規定に基づき、任命の日から主務大臣が機構に指示する中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

機構の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及び当該中期目標を達成するために機構が作成する中期計画、機構が策定した経営改善計画に基づき、機構全体の運營業務（役職員数約 3,200 名）を総理する。

また、機構の最高責任者として以下の業務を行う。

(1) 機構を代表して、国、地方公共団体、民間企業など、国内外の関係機関との連携業務を総理するとともに、自ら必要な折衝・交渉を行う。

【参考】

○これまでの取組例

①都市再生事業

- ・民間事業者・地方公共団体等と連携し、国家的プロジェクトに関与。
- ・コンパクトシティの実現、密集市街地の整備改善、復旧・復興まちづくり等の推進に向けて地方公共団体等を支援。

②賃貸住宅事業

- ・UR賃貸住宅団地において、地方公共団体や地域の関係者と連携し、医療福祉施設等の誘致等を行う医療福祉拠点の形成や、近居促進制度による多様な世代のミクストコミュニティの形成を推進。
- ・居住者の居住の安定を確保しつつ、賃貸住宅ストックの再生・再編を推進。

③震災からの復興

- ・東日本大震災からの復興において、高台移転や大規模な造成工事等を含む市街地整備事業や災害公営住宅の整備を着実に実施。

④その他の事業

- ・ニュータウン事業について、未完了の工事を早期に完了。土地の供給・処分完了に向けた取組を促進。
- ・我が国事業者による都市開発の海外展開を支援するため体制を充実。

○今後求められる具体的業務等

①都市再生事業

- ・地方公共団体等と更なる連携を図りつつ、これまでのような取組を進めるとともに、東日本大震災からの復興業務で得たノウハウを活用し、被災地の復旧・復興ニーズへの的確な対応、事前防災まちづくりへの支援等を推進。

②賃貸住宅事業

- ・ライフスタイルの変化に応じたUR賃貸住宅ストックの多様な活用、高経年に対応するストックの再生を推進。
- ・地域医療福祉拠点の形成に係る取組の充実、ストックの価値の向上により地域のまちづくりにも貢献。

③震災からの復興

- ・東日本大震災からの復興において、平成 32 年度の復興期間終了に向け、復興市街地整備事業等を着実に実施。福島原子力災害被災地域の復興拠点整備事業を推進し、復興まちづくりを支援。
- ・平成 28 年熊本地震に対し、災害公営住宅整備を中心とした復興支援を行うなど、状況に応じた支援を実施。

④その他の事業

- ・我が国事業者による都市開発の海外展開に対し、地区開発マスタープラン策定など、円滑な参入を促進。

(2) 機構の組織運営にあたって、国の政策の実施機関として機構の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させる。

【参考】

○これまでの取組例

①財務内容の改善

- ・繰越欠損金の削減に取り組み、平成 30 年度に解消見込み。(平成 29 年度末残高：約 53 億円、平成 25 年度末に比べて約 1,532 億円削減。)
- ・有利子負債の削減。(平成 29 年度末残高：約 11 兆円、平成 25 年度末に比べて約 1.4 兆円削減。)

②内部統制の向上

- ・理事会の機能強化やリスク管理委員会の設置により、内部統制を一層充実・強化。

③組織の見直し

- ・賃貸住宅事業、都市再生事業及び震災復興支援事業に係る組織の新設・廃止等、ニュ

ータウン事業等の収束に応じた人員削減により、業務運営を効率化。

○今後求められる具体的業務等

①財務内容の改善

- ・将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応可能な持続的な経営基盤の確立に向け、経営改善計画に基づく取組を着実に実施。

②内部統制の向上

- ・引き続き、理事長の強いリーダーシップの下、内部統制を推進する取組について実態の検証・確認、必要な見直し等を行いながら、内部統制を向上。

③組織の見直し

- ・ニュータウン事業等の原則終了や東日本大震災からの復興業務の進捗に応じ、各事業の成果を最大化するために必要なメリハリの効いた組織体制を整備。人材の確保・育成、技術の継承。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、当法人を相手とする訴訟当事者等の経歴を有しない他、理事長在任中は周囲の誤解をまねくような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、国土交通大臣が定める中期目標の達成に向けて、強いリーダーシップを持って3,200人規模の組織を管理する十分な能力を有していること。
- ・関係行政機関や民間企業のトップ、学識経験者、利害関係者等との円滑な渉外交渉や調整業務を行うことのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・事件、事故等の発生時に、危機管理対応を指揮するとともに、必要に応じて機構の代表として対外的に自ら説明責任を果たすことができる十分な能力を有していること。

5. 欠格事項等

独立行政法人通則法又は独立行政法人都市再生機構法に規定する欠格事項に該当する者は理事長になることができません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参 考】

○独立行政法人通則法

(役員の欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第五十条の三 中期目標管理法の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

○独立行政法人都市再生機構法

(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

6. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：機構本社(神奈川県横浜市中区本町6-50-1)
- (3) 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- (4) 給与：年収約2,100万円(特別地域手当、特別手当含む)及び通勤手当
- (5) 福利厚生：健康保険、厚生年金
- (6) 危機管理：地震、風水害等災害時には24時間態勢勤務、緊急招集の場合あり。
- (7) その他：給与等の条件は変わることがあります。

7. 選考方法

・公募により以下のとおり選考する。

- ①一次選考(書類選考：履歴書及び自己アピール文書)
- ②二次選考(面接審査：1月下旬～2月上旬を予定)
- ③外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命

※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続により選考を行う場合があります。

8. 応募方法

(1) 応募書類等

- ①履歴書
- ②自己アピール文書

・A4で2枚以内。2,000字程度。

- ・自らがこのポストに適任であることを示すため、機構の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。

(2) 応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省大臣官房人事課人事第二係

(3) 平成30年12月13日(木) 必着

9. 問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課人事第二係 03-5253-8111(21294)

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html